

建設技術審査証明実施要領
(地図調製技術)

平成15年

建設技術審査証明協議会 会員
財団法人 日本地図センター

建設技術審査証明実施要領 (地図調製技術)

財団法人 日本地図センター

(総則)

第1条 この要領は、一般財団法人日本地図センター（以下、「センター」という。）が行う建設技術審査証明事業（以下、「審査証明」という。）の実施に適用するものであり、民間における研究開発の促進及び新技術の建設事業への適正かつ迅速な導入を図り、もって建設技術水準の向上を図ることを目的とする。

(審査証明の対象)

第2条 審査証明の対象とする「地図調製技術」は、地図等の情報を取得、処理し、新たな地図を作製する技術とし、GIS データ等のデジタル地図を含むものとする。また、処理の過程で、地図以外の情報（衛星画像等）を利用する技術についても含むものとする。

(審査証明の方法)

第3条 審査証明は、それを依頼しようとする者（以下、「依頼者」という。）から依頼のあった技術の内容について、事実の審査を行い、その結果を客観的に証明するものである。

2 審査は受付審査と技術審査によって行うものとする。

(審査証明の申し込み)

第4条 依頼者は、別記様式1に定める審査証明依頼書に必要事項を記載し、申込み料及び審査証明に必要な資料を添えて申し込むものとする。

2 申込み料は10万円とする。

3 審査証明に必要な資料は、開発技術の開発の経緯、理論の概要、使用実績等を記載した技術概要説明書（別記様式2）、受付審査に必要な会社概要、技術の確認試験結果を記載した報告書、開発技術のパンフレット等とする。

(受付審査)

第5条 受付審査は、地図調製に関する学識経験者（センター職員を含む）から構成される受付審査会を設置して行うものとする。

2 受付審査は、依頼された技術について、別紙に定める審査基準により、審査証明対象としての適否を審査するものとする。

（依頼者との協議）

第6条 前条の受付審査の結果、審査証明対象として適当と認められた技術（以下、「対象技術」という。）について、センターは次の各項目について依頼者と協議するものとする。

- 一 技術の名称、審査証明の範囲及び内容
- 二 審査機関
- 三 所用経費
- 四 所用経費の納入方法
- 五 審査証明書の作成に関する事項
- 六 提出資料の種類と提出部数
- 七 その他

（審査証明依頼の承諾）

第7条 前条の協議が整ったときは、センターは別記様式3に定める審査証明依頼承諾書を依頼者に送付するものとする。

（所用経費）

第8条 第6条の所用経費は審査証明に要する費用300万円とする。なお、所用経費に大幅な変更が予想される場合は、センターと依頼者で協議するものとする。

2 依頼者は、前条の審査証明依頼承諾書の受領後概ね10日以内に所用経費をセンターに納入するものとする。

3 確認試験費用等審査証明の過程において必要となった事項に関する諸費用は、すべて依頼者の負担とする。

（技術審査）

第9条 センターは、対象技術に関する複数の学識経験者等による委員会（以下、「技術委員会」という。）を設置し、技術審査を行うものとする。ただし、対象技術の開発に直接関与している者を技術委員会の委員とすることはできない。

2 技術委員会は、対象技術に関する技術審査の基準を定め、対象技術の内容の事実について客観的に審査するものとする。

3 技術審査は、依頼者が提出した資料に対して行うものとし、必要に応じて確認試験等を実施するものとする。

4 技術委員会は、依頼者に対して提出資料等の説明または追加資料の提出を求めることができる。

(審査証明の中止)

第10条 技術審査において、対象技術が開発目標に達していないと認められた場合、または依頼者が審査証明の依頼を取り下げた場合は、センターは審査証明を中止するものとする。

2 審査証明を中止した場合の第8条に規定する費用は、センターが別に定める積算方法によって精算するものとする。

(審査証明の過程で発生した工業所有権)

第11条 審査証明の過程における実験、技術改良などにおいて、センターの指導に関連して発生した工業所有権（出願権を含む。）の取扱いについては、別途センターと依頼者が協議してこれを定めるものとする。

(審査証明書の発行等)

第12条 センターは、審査証明が終了した技術（以下、「審査証明技術」という。）について、別記様式4に定める審査証明書を作成して依頼者に交付するとともに、建設技術審査証明協議会に報告するものとする。

2 センターは、審査証明技術に関する審査証明報告書を作成するものとする。

(登録)

第13条 センターは、審査証明書の交付後遅滞なく、審査証明技術を（財）日本建設情報総合センターのJACIC-NETへ登録するものとする。

(審査証明依頼の有効期間及び更新)

第14条 審査証明書の有効期間は交付の日から5年間とする。

2 審査証明書の更新を依頼する者は、有効期間終了前に、別記様式5に定める審査証明書更新依頼書に必要資料を添えてセンターに申し込むものとする。

3 前項の資料は、審査証明書の写し、審査証明技術の使用状況の記録等とする。

4 センターは、受付審査会を設置し、前項の資料等によって審査証明書更新の是非を審査するものとする。

5 審査証明書の更新が認められた技術については、有効期間を新たに5年間として更新するものとし、センターは、新たな審査証明書を作成して依頼者に送付するものとする。

6 審査証明書更新の経費は、再登録料を含めてセンターが別途定めるものとする。

(審査証明技術の管理)

第15条 センターは、必要に応じ、審査証明技術の使用状況等の資料の提出を依頼者に求めることができる。

(審査証明書の変更)

第16条 依頼者は、審査証明技術の内容を変更する場合は、審査証明書の変更をセンターに依頼するものとする。

2 センターは、前項の依頼を受けた場合は、変更内容に応じた審査証明の方法を決定して審査証明を行い、審査証明書を変更するものとする。

(審査証明書の取り消し)

第17条 依頼者が虚偽その他不正の手段により審査証明書を受けたことが判明したときは、センターは受付審査会及び技術委員会を開催し、審査証明書の全部または一部を取り消すことができるものとする。

2 依頼者は、前項の規定に該当した場合は、技術委員会の指示する措置を直ちに講じなければならない。

(審査証明技術の普及)

第18条 センターは、審査証明技術のホームページ等への掲載、審査証明報告書の関係機関への配布など、審査証明技術の普及に努めるものとする。

(審査証明技術の表示)

第19条 依頼者は、センターが発行する「審査章」を利用する等により、審査証明技術であることを当該技術について明示することができる。この場合、審査証明された内容が明確にわかるようにしなければならない。